

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から、平成25年12月30日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき
山口市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った費用の返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）に関する審査請求及び平成26年1月22日付けで提起された法第25条第2項の規定に基づき処分庁が行った生活保護変更決定処分（以下「本件保護変更決定処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件費用返還決定処分を取り消す。

本件保護変更決定処分のうち、障害者加算に係る保護の変更の時期を平成25年12月1日とした部分を取り消す。

審査請求の要旨

- 1 審査請求人は、処分庁が平成25年12月2日付けで行った本件費用返還

決定処分 of 取消しを求め、その理由としておおむね次のように主張する。

(1) 処分庁は、本件費用返還決定処分に当たり、法第63条及び「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）に定める手続を正しく履践しておらず、違法である。

(2) 処分庁は、障害共済年金の支払開始日に資力が発生するものとして本件費用返還決定処分を行っているが、障害共済年金の裁定を受ける前には、資力として保有していた財産は現実には全くないのであるから、過去に遡って現実に収入があったとして行った本件費用返還決定処分は違法である。

(3) 本件費用返還決定処分の内部的な成立は平成25年12月2日であるのに、処分庁が審査請求人に告知をしたのは同月26日であり、告知が過度に遅滞している。また、本件費用返還決定処分の返還期限は同月31日であり、弁済の準備等を考慮すると十分な日数があるとは言えない。よって、本件費用返還決定処分の返還期限は、告知の遅滞によって妥当性を欠く違法な内容となっている。少なくとも履行期の変更が必要である。

(4) 遡及支給された障害共済年金は、平成26年7月の司法書士試験に合格するために、新しい六法、基本書、過去問集などの購入費用に充てた。そのため、本件費用返還決定処分の適正な返還額が決定しても、一括返済は困難であるから、分割弁済について考慮されるよう補足する。

2 審査請求人は、処分庁が平成25年12月3日付けで行った本件保護変更決定処分のうち、障害者加算に係る保護の変更の時期を同月1日とした部分の取消し又は同年7月1日との変更を求め、その理由としておおむね次のよ



うに主張する。

審査請求人の障害共済年金の受給認定月は平成25年6月であるから、同年7月1日から障害者加算を受給する資格がある。

裁 決 の 理 由

1 当庁が調査したところによると、次に掲げる事実が認められる。

(1) 処分庁は、[REDACTED] から、審査請求人、[REDACTED] 及び [REDACTED] の3人世帯の生活保護を開始したこと。

(2) 平成25年5月29日、審査請求人は処分庁を訪問し、処分庁職員に対して、主治医から障害年金の受給ができ、遡及分は5年分あると話があったとの申告をしたこと。

処分庁職員は、障害共済年金が遡及支給された場合には支給済の保護費は返還となるとの説明をしたところ、審査請求人から「それなら障害共済年金はなくても良いかも」との発言があったことから、生活保護制度上、障害共済年金の手続が必要な旨を説明し、指導したこと。

(3) 平成25年5月30日、処分庁職員は審査請求人宅を訪問し、[REDACTED] に対して、審査請求人の障害共済年金の手続を行うこと、手続に必要な診断書作成料は保護費で対応可能であることを説明したこと。

(4) 平成25年6月10日、処分庁は、審査請求人の年金診断書に係る請求書を受領したこと。

(5) 平成25年8月28日、審査請求人は処分庁を訪問し、処分庁職員に対して、まだ精神障害者保健福祉手帳の交付がないとの申告をしたこと。

また、処分庁職員は、審査請求人に対して、障害共済年金が遡及支給さ



れた場合には、保護費について一括返還になるとの説明をしたこと。

- (6) 平成25年11月7日、[]は処分庁を訪問し、処分庁職員に対して年金証書を提出したこと。なお、年金証書によると、年金の種類は障害共済年金、受給権発生年月は平成25年6月、障害等級は[]級[]号であること。

また、処分庁職員は、[]に対して、障害共済年金が遡及支給されるので保護費について返還になるとの説明をしたこと。

- (7) 平成25年11月13日、[]は処分庁を訪問し、処分庁職員に対して年金支払通知書を提出したこと。なお、年金支払通知書によると、支払日は同月12日、支給額は353,074円であること。

また、処分庁職員は、[]に対して、支給額353,074円は返還になるとの説明をしたこと。

- (8) 平成25年11月26日、処分庁は、処分庁内でケース診断会議を実施し、障害共済年金の遡及支給分353,074円全額について法第63条の適用を決定したこと。

- (9) 平成25年12月2日、処分庁は、本件費用返還決定処分を行ったこと。

なお、同日付の費用返還命令書には、以下の内容が記載されてしたこと。

・返還を要する金額

353,074円

・決定の理由

障害共済年金遡及分（平成25年7月～9月分）の認定による。

・返還の方法及び期限

平成25年12月末日までに、全額一括返還とする。

- (10) 平成25年12月3日、処分庁は、本件保護変更決定処分を行ったこと。



なお、同日付の保護決定（変更）通知書には、以下の内容が記載されていたこと。

・保護の変更の時期

平成25年12月1日

・保護を変更した理由

■さんの共済年金障害の認定による（116,491円）。

■さんの障害者加算アの認定による（24,570円）。

- (1) 平成25年12月25日、処分庁職員は審査請求人宅を訪問したが、不在であったことから、「先日の費用返還（¥353,074）について、書類ができました」との連絡事項を記載した連絡箋を投函したこと。

- (2) 平成25年12月26日、審査請求人及び■が処分庁を訪問し、処分庁職員に対し、司法書士の勉強のため六法全書や参考書を購入しており、これを生業扶助（技能習得費）として認定のうえ、上記(9)の返還を要する金額と相殺してもらいたいと述べたこと。なお、領収書は既に破棄しているとの申告があったこと。

2 以下、審査請求人の主張について判断する。

(1) 審査請求の要旨の1の(1)について

ア 手引のIVの1の(2)によれば、法第63条の費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握

し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じるとされている。

すなわち、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、自立更生等の額を返還額から控除して差し支えないとするものである。

イ　ところで、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等通知」という。）の2の(1)のイにおいて、次のように定められている。

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、その他のものと同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと。

(7) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に



理信印

- ウ これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が障害共済年金の裁定請求を行うに当たり、平成25年5月29日に、審査請求人に対し上記イの(ア)の①及び②について説明をしているが、③についての説明をした事実を確認できない。

エ しかしながら、審査請求人は、反論書において、処分庁から事前に調査等があれば、「参考書等」の購入費について技能習得費に当たらないかの判断又は返還額から一定額の控除が認められないか等の相談ができたと反論している。

一般的にみても、遡及して年金を受給した場合の自立更生費の取扱いについて、処分庁が被保護者世帯に説明していなければ、生活保護制度

を熟知していない当該被保護者が事前に相談することは困難であると考えられる。この場合、処分庁においては、「本人の責めによらないやむを得ない事由」があるとして、事後の相談の場合に準じて取り扱うべきであると解される。

以上のことから、本件費用返還決定処分には、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いにかかる事務に不適切な点があったとの批判を免れず、取り消されるべき違法又は不当があると認められる。

(2) 審査請求の要旨の1の(2)について

法第63条の規定によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。これは、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

さらに、上記(1)のイで既に述べたとおり、費用返還等通知の2の(1)のイの規定によれば、遡及して受給した年金収入について、資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、法第63条及び費用返還等通知の2の(1)のイの規定に基づき、障害共済年金の受給権発生日を資力の発生時点とし、障害共済年金が遡及支給された日を資力が換金された時点

として、この間は「資力があるにもかかわらず保護を受けた」状態に当たると認定している。そして、障害共済年金の遡及支給額が、当該期間に支給した保護費の範囲内であることから、障害共済年金の全額を返還額と定め本件費用返還決定処分を行っている。

この点について、審査請求人は、障害共済年金の裁定を受ける前には、資力として保有していた財産は現実には全くないのであるから、過去に遡って現実に収入があったとして行った本件費用返還決定処分は違法であると主張する。

しかしながら、年金給付の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給されることとなっているが、裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなるのである。

以上のことから、本件費用返還決定処分において、障害共済年金の受給権発生日を資力の発生時点として遡って返還を求めた点については、違法又は不当があるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

ところで、審査請求人は、反論書において、年金受給権・申請権は一身専属的なものであり、処分庁といえども強制したりできる筋合いにないと主張しているので、この点について以下のとおり補足しておく。

法第4条第1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利

用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている。ここでいう「資産、能力その他あらゆるもの」には、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助が当然に含まれると解され、それらが利用し得るものである限り、それを活用することは、保護を受給する前提となるものである。

したがって、審査請求人が障害共済年金の裁定申請を行い、受給することは、資産、能力その他あらゆるものの活用に当たるものであるから、処分庁には、審査請求人が障害共済年金の裁定申請を行うよう助言、指導を行う責務があるのである。

審査請求の要旨の1の(3)について

審査請求人は、本件費用返還決定処分に係る履行期の変更を求めている。

しかし、履行期については、本件費用返還決定処分を取り消す本裁判に基づいて行われる処分庁の決定の中で、改めて判断されるべきことである。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求の要旨の1の(4)について

審査請求人は、本件費用返還決定処分に係る返還金の返還方法として、分割弁済を考慮するよう求めている。

ところで、債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることについては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第171条の6において定められており、処分庁は、この規定に基づき履行延期の特約を行うかを判断することとなる。つまり、履行延期の特約は、法に基づき行われるものではなく、本件費用返還決定処分とは直接関係ないものであるか

ら、当庁で何らかの判断をすることはできない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 審査請求の要旨の2について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(2)のエの(り)によれば、保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第7の問17によれば、加算の認定に限らず最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となつて行われるべきものであり、月の中途で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、局長通知第7の2の(2)のエの(り)及び問答集第7の問17に基づき、年金証書の届出のあった日の翌月の初日である平成25年12月1日から障害者加算を認定し、本件保護変更決定処分を行っていることが認められる。

ところで、「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「障害者加算通知」という。）によれば、生活保護法による保護における各種加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定

は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は請求をまっで行うべきものではないとされている。

そして、関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、指導相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこととされている。

これを本件についてみると、処分庁は、平成25年5月29日に、審査請求人から障害年金に該当する可能性があるとの申告を受けたとき、審査請求人に対し障害年金の受給に必要な手続をとるよう指示しているものの、加算の適否について医師の診断等により認定を行っていないことが認められる。

また、障害共済年金の受給権発生年月は、いわゆる障害認定日であるので、審査請求人の年金証書の受給権発生年月が平成25年6月であったということは、少なくともこの時点では障害年金に該当する障害があったと客観的に証明される。つまり、処分庁が、障害者加算通知に定めるところにより、平成25年6月10日に年金診断書に係る請求書を受領した際に、当該診断書を徴取したり障害者加算の認定のための検診命令を行ったりしてさえいれば、局第7の2の(2)のエの(ウ)及び問答集第7の問17に基づき、医師の診断書の届出のあった日の翌月の初日である同年7月1日付けで障害者加算を認定できていたことは間違いない。

以上のことから、本件保護変更決定処分には、障害者加算の認定にかかる事務に不適切な点があったとの批判を免れず、取り消されるべき違法又は不当があると認められる。

なお、保護の遡及変更は、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではない等の理由により、2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えられており、現時点では平成25年7月1日まで遡及して変更することはできないところである。

しかしながら、処分庁の事務の瑕疵により本来支払うべき保護費を支払っていなかった場合、処分庁から厚生労働省へ協議の上、追加支給することも可能とされているところである。

当庁の立場では、厚生労働省への協議の結果、確実に追加支給が認められるとは断言できないが、それでも処分庁としては、厚生労働省への協議を行うべきであるとする。

(6) 結論

以上のことから、本件費用返還決定処分及び本件保護変更決定処分に関する審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年(2014年)2月20日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

